

## 使用料・手数料の一体的な見直しの経過について

市では、公共施設の使用料や行政サービスの手数料について、公平性・公正性の観点から受益者負担の適正化を図るため、一体的な見直しを検討しています。

基本的な考え方やこれまでの主な経緯、現段階における改定案の概要などについてお知らせします。

※くわしくは財政課（電話 0476-20-1512）へ。市ホームページでも情報発信しています（[https://www.city.narita.chiba.jp/shisei/page090300\\_00012.html](https://www.city.narita.chiba.jp/shisei/page090300_00012.html)）。

### 1 基本的な考え方

本市では、供用開始以来、使用料の見直しを行っていない施設などもあるほか、特に近年は、施設の維持管理費や光熱水費、人件費などが上昇している中で、施設利用者などの受益者に、受益に見合った適正なご負担をいただくことが、公平性の確保、受益者負担の適正化、また、持続的な財政運営の観点から不可欠であるとの考えの下、令和8年4月からの施行を目指して準備を進めているところです。

改定案の検討に際しては、急激な負担増を緩和するという観点から、最大で現行料金の1.5倍という改定率の上限を設けることなどにより、個々の施設の利用者やサービスの受益者の負担にも配慮しており、最終的には、他の自治体の類似施設・サービスの料金水準とのバランスなども考慮しつつ、改定案として決定する方針です。

施設利用者などの受益者はもちろん、受益者以外の市民や事業者の皆さんに対し、見直しの必要性や料金の妥当性などについてご理解をいただけるよう、広く丁寧な周知・説明に努めてまいります。

### 2 これまでの経過

#### ・平成11年3月

成田市第3次行政改革大綱（及び推進計画）を策定し、使用料・手数料の見直しを位置付けた。これ以後に策定してきた行政改革推進計画においても、同様に位置付けている。

#### ・平成13年10月

使用料・手数料に関する考え方と見直しに関するガイドラインを策定し、検討に着手。

#### ・平成13年12月

手数料について一体的な見直しを実施。なお、検討課題が残ったことから、使用料の見直しは見送り。

#### ・平成16年

使用料の一体的な見直しを検討したが、1市2町の合併を控え、改定を見送り。

#### ・平成27年

使用料・手数料の一体的な見直しを行うため、庁内組織として受益者負担適正化庁内

検討委員会を設置し、本格的に検討作業を再開。

・平成 29 年から平成 30 年まで

外部の専門家等から意見を聴取するため、受益者負担の適正化に関する有識者懇談会を設置。以後、4 回の会議を開催し、平成 30 年 7 月に「使用料・手数料の見直しに関する報告書」の提出を受ける。

・平成 31 年 3 月

使用料・手数料の見直しに関する基本方針を決定するも、令和元年 10 月に実施された消費税率の改正を踏まえ、改定を見送り。以後、コロナ禍などを踏まえて、改定を延期。

・令和 6 年

見直しの検討を本格的に再開し、8 月に基本方針案を決定。

・令和 6 年 9 月

9 月定例市議会総務常任委員会に基本方針案を報告。

・令和 6 年 10 月

基本方針案について広く意見を聞くため、パブリックコメントを実施。

・令和 6 年 11 月

「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」として決定し、公表。

・令和 6 年 12 月

受益者負担適正化庁内検討委員会で改定案を検討。

### 3 想定スケジュール

・令和 7 年中

市議会に条例改正案を提案

・令和 8 年 4 月

条例施行（利用料金制の指定管理者導入施設は、指定更新年度の翌年度から施行）

### 4 現段階における見直し案の概要

#### ①使用料

基本方針に基づき、使用料算定の基本的方式に基づく算定額を基本としつつ、本市の類似施設や近隣自治体の使用料の水準を参考に決定。

◆平均改定率 約 123%（激変緩和措置として、上限は 150%）

◆見直しによる増収見込 概算で 35,000 千円前後の増（減免基準の統一分を含む。）

◆利用者数が多い主な施設の平均改定率（年間の利用者数の概数。過去 3 年平均）

- 運動公園 136.3% (35.5 万人)
- 公民館 116.9% (15.0 万人)
- 国際文化会館 89.4% (11.7 万人)
- 公津の杜コミュニティセンター 135.2% ( 5.2 万人)

- 赤坂ふれあいセンター 90.2% ( 3.8 万人)
- 文化芸術センター 129.1% ( 3.3 万人)

◆平均改定率の高い主な施設（年間の利用者数の概数。過去3年平均）

- 駐輪場 150.0% (0.3 万人)
- 三里塚コミュニティセンター 150.0% (1.9 万人)
- 大栄野球場 150.0% (2.0 万人)

◆平均改定率の低い主な施設（年間の利用者数の概数。過去3年平均）

- 国際文化会館 89.4% (11.7 万人)
- 赤坂ふれあいセンター 90.2% ( 3.8 万人)
- 男女共同参画センター 90.2% ( 0.6 万人)
- 八富成田斎場 据置き ( 0.4 万人)

◆利用者の区分

基本方針に基づき、原則として次のとおりとする。ただし、激変緩和措置である現行の最大1.5倍という上限を最優先して適用する。

- 市民：市民以外の者＝1：2を上限
- 通常使用：営利使用＝1：2を上限
- 大人：高校生：小中学生＝1：0.75：0.5（未就学児は、無料）

◆行政財産使用料の見直し

基本方針の趣旨を踏まえ、営利目的の場合の加算を追加する（改定の上限である150%）とともに、減免要件等を整理する。現行では、財産ごとに個別判断で減免を行っているが、公益上特に必要な場合、政策的な判断から減免を行う必要性が高い場合、国・県、他の自治体とのバランスを図る必要がある場合などに整理して対応する。

◆減免基準の統一

公平性の確保観点から、基本方針に定める統一基準をベースに、全額免除と半額免除に整理する。基準の統一化に伴う細部の運用については、検討中。

- 全額免除…本市の主催事業、市内の幼稚園・保育園・小中学校等による使用、障がい者による使用など
- 半額免除…公民館サークルなどの施設登録団体による団体本来の活動目的による使用、市内の高校以上の教育機関による教育目的での使用、本市の協力・協賛事業など

②手数料

基本方針に基づき、手数料算定の基本的方式に基づく算定額を基本としつつ、本市の類似サービスや近隣自治体の手数料の水準を参考に決定。

※算定値が現行手数料の1.3倍を超えるものが見直し対象。

◆平均改定率 約122%（激変緩和措置として、上限は150%）

◆見直しによる増収見込 概算で 65,000 千円前後の増

◆主な改定案

事業系ごみ処理手数料（10 kg当たり）220 円⇒250 円

住民票・印鑑登録証明書・納税証明書等の交付手数料 300 円⇒400 円 など

◆件数等が多い主な手数料の改定率（R5 実績）

●住民票ほか住民基本台帳関係手数料	133.3% (69,080 件)
●印鑑登録証明書	133.3% (38,319 件)
●納税及び公課に関する証明書の交付手数料その他の税関係証明手数料	133.3% (28,434件)
●事業系ごみ（10kg当たり）	113.6% (14,860 t)
●し尿くみ取り手数料（1ℓ当たり）	142.9% ( 2,396kℓ)

◆改定率の高い主な手数料（R5 実績）

●国保大栄診療所と急病診療所の診断書等	150.0% ( 142 件)
●建築確認台帳記載証明手数料	150.0% ( 534 件)
●用途地域証明願	150.0% ( 19 件)
●土地に関する証明願	150.0% ( 5 件)
●し尿くみ取り手数料（1ℓ当たり）	142.9% (2,396kℓ)

◆改定率の低い主な手数料（R5 実績）

●事業系ごみ（10kg 当たり）	113.6% (14,860t)
●ペットに係る遺骨搬送手数料ほか 17 手数料	据置き

◆コンビニ交付手数料の割引措置

R7 年度末まで時限的に実施している住民票等のコンビニ交付手数料の 100 円割引について、窓口混雑の緩和等の効果が出ていることから、R10 年度末まで延長する（手数料の改定に合わせて、200 円⇒300 円）。

## 5 経過措置など

施行日以後の使用等に係る使用料等であって、施行日前に許可等をされたものの額については、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。また、基本方針に基づき、3 年を目途に定期的な見直しを実施する。

## 6 県内他市の状況など

県内の市では 2/3 を超える自治体が類似の基本方針を定めており、コロナ禍以降においても、佐倉市、四街道市、白井市、八千代市、市原市、習志野市、旭市、木更津市、館山市、銚子市が使用料・手数料の見直しを実施。